

資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、令和8年2月1日（日）をもちましてご利用を終了させていただいた「リバティハートカード（Liberty Heart Card）」「リバティ長岡 GIFTCARD 商品券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「リバティハートカード（Liberty Heart Card）」「リバティ長岡 GIFTCARD 商品券」をお持ちのお客様は、以下の払戻しの申出期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号：株式会社リバティ長岡

2. 払戻しを行う前払式支払手段の種類：「リバティハートカード（Liberty Heart Card）」「リバティ長岡 GIFTCARD 商品券」

3. 払戻しの申出期間

令和8年2月2日から令和8年4月30日まで

受付時間は、以下の通りです。

令和8年2月2日から令和8年3月31日：午前10時～午後8時まで(全日対応)

令和8年4月1日から令和8年4月30日：午前10時～午後6時まで（土・日・祝日除く）

※当該期間内に申出がない場合は、本払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出の方法及び払戻しの方法：

原則、現金にて全額払い戻しさせていただきます。

当店店舗に設置している「払い戻しスペース」に、未使用残高のあるリバティハートカード（Liberty Heart Card）または未使用のリバティ長岡 GIFTCARD 商品券をご持参ください。確認の上、その場で現金と交換させていただきます。

ただし、遠方にお住まいの方には、郵送等での申し出の受け付けも行います。

遠方にお住まいで持参できない場合に関しては、申し出される方の住所、氏名、連絡先を下記の問い合わせ先までお電話で連絡いただき、当申し出を受付後、返信用封筒と書類を郵送しますので、必要事項記入の上、GIFTCARD 商品券またはリバティハートカードを同封して返送をお願いします。残高を確認の上、指定口座へ額面金額を振込いたします。郵便代及び振込手数料については当社負担とします。なお、郵送での申し出の場合は、払い戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報情報は本件払い戻しに関する事項以外に使用しません。

（払戻しに関する問合せ先）

〒617-0823

京都府長岡京市長岡2丁目1-23

075-953-2501

株式会社リバティ長岡